

徳島県立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 徳島県立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）については、予算の範囲内で支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（通知）（令和2年4月1日元文科初第1861号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 専攻科支援金は、徳島県が設置する高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料に係る支援を行うことにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保護者等」とは、就学に要する経費を負担すべき者（生徒に保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

なお、成年年齢に達した場合の「保護者等」については、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両名）を指すものとする。

(支給の対象者等)

第4条 専攻科支援金の支給対象となる者（以下「受給権者」という。）は、徳島県が設置する高等学校等専攻科に在学する者（以下「生徒」という。）で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 次条第1項各号に掲げる保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者
- (5) 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者

- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、当該各号に定める時点から支援の対象としない。
 - (1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
 - (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
 - (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月
- 3 徳島県が設置する高等学校等専攻科の長（以下「学校長」という。）は受給権者に代わって専攻科支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。これにより、当該受給権者に対し、専攻科支援金の支給があったものとみなす。

(支給額等)

- 第5条 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者は、次の各号に掲げる者とし、その専攻科支援金の支給額は、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。
- (1) 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者（住民税非課税世帯） 9,900円（月額）
 - (2) 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である者（（1）に該当する者を除く。）（住民税非課税に準ずる世帯） 4,950円（月額）
- 2 専攻科支援金の支給期間は最大24月とする。

(受給資格の認定)

- 第6条 学校長は、受給資格認定申請書（様式1）に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書」という。）を添付して（以下「受給資格認定申請書等」という。）生徒から提出させ、受給資格認定申請者一覧（様式2）を作成し、受給資格認定申請書等とともに、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による受給資格認定申請書等及び受給資格認定申請者一覧の提出があったときは、審査の上、受給資格の認定又は不認定の決定を行い、受給資格認定結果一覧（様式3（別添））及び高等学校等専攻科修学支援金支給決定（予定）者一覧（様式31）を学校長へ通知するものとする。
 - 3 学校長は、知事から前項の通知を受けたときは、高等学校等専攻科修学支援金受給資格認定通知（様式4）及び高等学校等専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書（様式32）、受給資格の不認定の決定を受けた者については、高等学校等専攻科修学支援金不認定通知（様式5）を作成し、速やかに生徒に通知するものとする。

(収入状況の届出)

- 第7条 学校長は、収入状況届出書（様式1）に保護者等の課税証明書を添付して（以下「収入状況届出書等」という。）生徒から提出させ、収入状況届出者一覧（様式11）を作成し、収入状況届出書等とともに所定の期日までに知事に提出しなければならない。

らない。

- 2 知事は、前項の規定による収入状況届出書等とともに収入状況届出者一覧の提出があったときは、審査の上、継続して専攻科支援金を支給するか受給資格が消滅するかの決定を行い、収入状況審査結果一覧（様式12（別添））に継続して専攻科支援金を支給する者については高等学校等専攻科修学支援金支給決定（予定）者一覧又は高等学校等専攻科修学支援金変更支給決定（予定）者一覧（様式33）を、受給資格が消滅した者については受給資格消滅者一覧（様式7（別添））を添付し、学校長へ通知するものとする。
- 3 学校長は、知事から前項の通知を受けたときは、高等学校等専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書、高等学校等専攻科修学支援金変更決定（支給予定）通知書（様式34）又は受給資格消滅通知（様式9）を作成し、速やかに生徒に通知するものとする。
- 4 知事は、受給権者が正当な理由なく収入状況届出書等を提出しないとき又は停学（3か月未満の者に限る。）の処分を受けたときは、専攻科支援金の支給を一時差し止めることができる。
- 5 知事は、前項の規定による一時差し止めを決定した場合は、支払差止者一覧（様式13（別添））を学校長へ通知するものとする。
- 6 学校長は、知事から前項の通知を受けたときは、支払の一時差止め通知（様式14又は様式15）を作成し、速やかに生徒に通知するものとする。

（支給停止等）

- 第8条 学校長は、受給権者が休学等により専攻科支援金の支給停止を希望するときは、支給停止申出書（様式16）を提出させ、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、審査の上、支給停止の決定を行い、支給停止者一覧（様式17（別添））を学校長へ通知するものとする。
 - 3 学校長は、前項の通知を受けたときは、支給停止通知（様式18）を作成し、速やかに受給権者に通知するものとする。
 - 4 学校長は、支給停止の決定を受けた受給権者（以下「支給停止者」という。）が支給再開を希望するときは、支給再開申出書（様式19）及び収入状況届出書等を支給停止者から提出させ、知事に提出しなければならない。ただし、支給停止前から保護者等に変更が生じておらず、既に課税証明書を提出している場合にあっては、支給再開申出書のみ提出となる。
 - 5 知事は、前項の規定による支給再開申出書の提出があったときは、審査の上、専攻科支援金の支給の再開又は受給資格消滅の決定を行い、支給再開者一覧（様式20（別添））又は受給資格消滅者一覧を学校長へ通知するものとする。
 - 6 学校長は、知事から前項の通知を受けたときは、支給再開通知（様式21）又は受給資格消滅通知を作成し、速やかに支給停止者に通知するものとする。

（保護者等の変更）

- 第9条 学校長は、受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を受給権者から提出させ、収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等と

ともに、知事に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

- 2 知事は、前項の規定による収入状況届出書等と収入状況届出者一覧の提出があつたときは、第7条第2項の規定により処理する。
- 3 学校長は知事から前項の通知を受けたときは、第7条第3項の規定により処理する。
- 4 保護者等の変更により、新たに受給資格の要件を満たすこととなる生徒は、第6条第1項の規定に基づいて申請を行うことができる。
- 5 知事は、保護者等に変更が生じたにもかかわらず、第1項本文の規定による収入状況届出書等の提出を拒否する者が生じた場合は、その受給資格を消滅させることができる。

(受給資格の消滅)

- 第10条 学校長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、受給資格消滅者一覧(様式6)を作成し、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出があつたときには、審査の上、受給資格消滅者一覧を学校長へ通知するものとする。
 - 3 学校長は、知事から前項の通知を受けたときは、受給資格消滅通知(様式8又は様式10)を作成し、速やかに生徒に通知するものとする。

(支給実績の証明)

- 第11条 専攻科支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、前条第3項の通知を添付しなければならない。
- 2 生徒は、前条第3項の通知を紛失した場合は、支給実績証明書発行申請書(様式22)により、知事に申請をしなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による申請があつた場合は、支給実績証明書を発行するものとする。

(交付の申請)

- 第12条 学校長は、高等学校等専攻科修学支援金交付申請書(様式24)に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第13条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定を行い、高等学校等専攻科修学支援金交付決定額一覧(様式25(別添))を学校長に通知するものとする。

(変更交付の申請)

- 第14条 学校長は、前条の規定による交付決定を受けた専攻科支援金の額の変更が必要となつた場合は、高等学校等専攻科修学支援金変更交付申請書(様式26)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の変更決定)

第15条 知事は、前条の規定による高等学校等専攻科修学支援金変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、高等学校等専攻科修学支援金変更交付決定額一覧（様式27（別添））を学校長に通知するものとする。

(請求及び支払い)

第16条 学校長が専攻科支援金の交付を受けようとするときは、高等学校等専攻科修学支援金支払請求書（様式28）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、専攻科支援金を交付するものとする。

(概算払い)

第17条 知事は、専攻科支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、学校長に対し、交付決定をした専攻科支援金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による概算払については、前条の規定を準用する。

(状況報告)

第18条 学校長は、知事の要求があったときは、専攻科支援金について状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告等)

第19条 学校長は、第13条の規定による交付決定を受けた専攻科支援金（第15条の規定による変更決定の内容を含む。）について、実績報告書（様式29）に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が専攻科支援金の交付決定の内容（第15条の規定による変更決定の内容を含む。）及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき専攻科支援金の額を確定させ、学校長に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第20条 知事は、受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、専攻科支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、本要綱、専攻科支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 専攻科支援金に関して、不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行ったとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。